

---

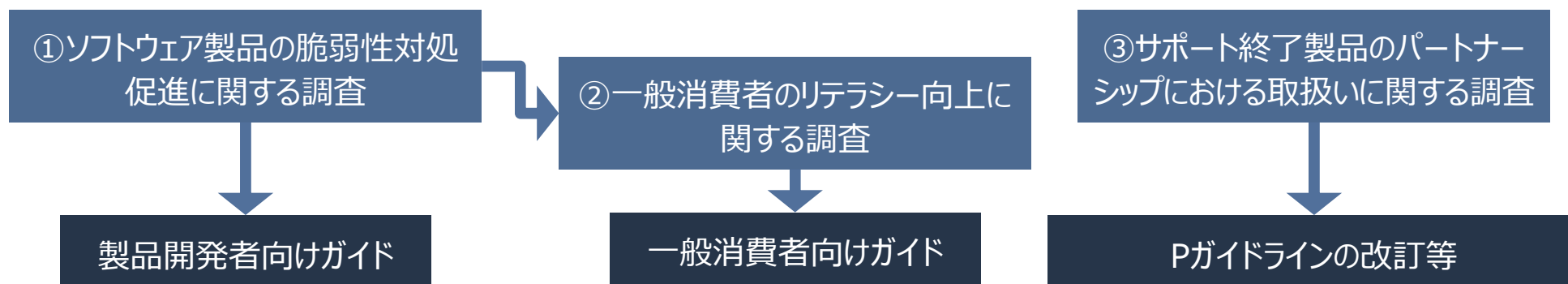
# 2019年度検討方針

---

# IPA 調査内容

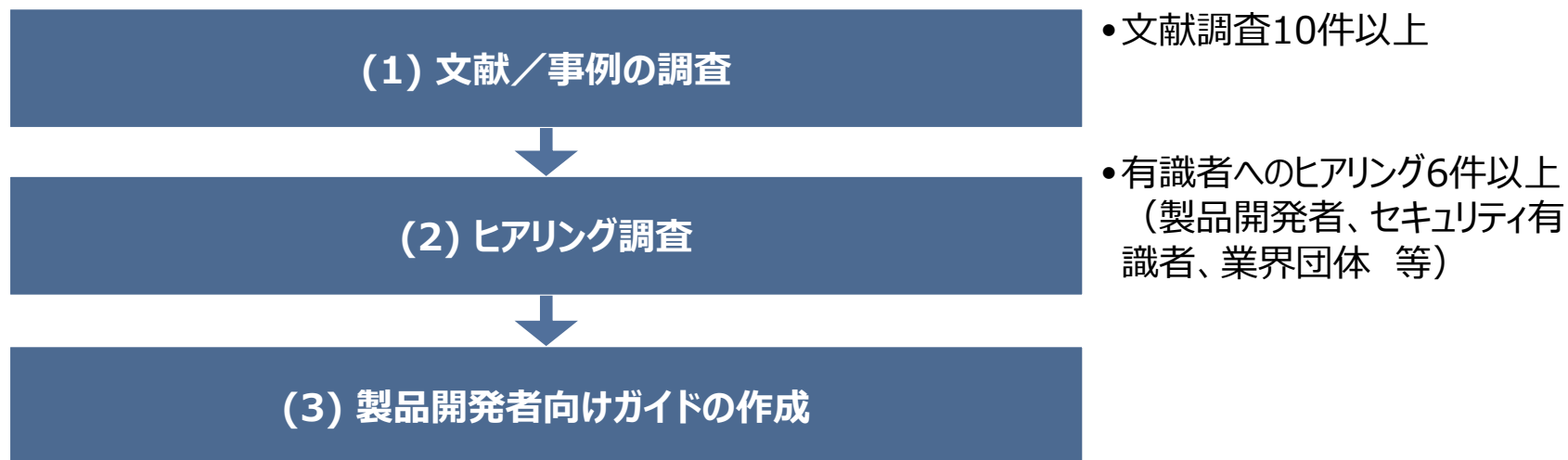
- パートナーシップが本格稼働してから10年以上経過し、パートナーシップを取り巻く社会環境も変化したことから、2015年度の脆弱性研究会において今後求められるパートナーシップのあり方について検討がなされ、「新たな情報セキュリティ早期警戒パートナーシップの基本構想」として取り纏められた。
- その基本構想にあるパートナーシップ将来像の実現に向けたロードマップ※に則り、「ソフトウェア製品開発者（以下、製品開発者）」および「ソフトウェア製品利用者（以下、一般消費者）」に対して脆弱性対処に関する普及啓発を実施することで、より迅速な脆弱性対応の実現とあるべきパートナーシップの形成をめざす。また、パートナーシップにおける取扱いの課題や現行のPガイドラインの問題点についても、実効的に改善することをめざす。
- 具体的には、以下の検討を行い、必要に応じてPガイドラインの改訂等を行う。

## 2019年度の調査項目とアウトプット



# IPA ソフトウェア製品の脆弱性対処促進に関する調査

- ソフトウェア製品の脆弱性対処について、中小規模の製品開発者ではリソース不足等の理由により網羅的に対処することは困難な場合がある。
  - さらに、脆弱性対処は一般消費者への販売の競争要素とならないため、製品開発者における対処が促進されない状況にあると推測される。
- ▼
- このため、最低限の対処を促進するために望ましい対処の優先度付け、及び、望ましい対処を実施するための体制や手順、想定されうる課題への対処方法を検討する。
  - さらに、望ましい対処をしているソフトウェア製品が一般消費者から評価されるために対処状況を開示(アピール)する方法を検討する。



詳細は資料1-5を参照のこと

# IPA 一般消費者のリテラシー向上に関する調査

- 脆弱性対処に関して製品開発者が望ましい対処と開示等を行った場合でも、一般消費者のセキュリティに関するリテラシーが低い場合は、脆弱性対処がなされている製品が選定されない。
- 安全な製品利用(適切な設定やパッチ適用など)がされていない状況にあることから、安全ではない状態、または脆弱性が放置された状態で利用されているソフトウェア製品が多数存在すると推察する。
- このため、一般消費者が安全なソフトウェア製品等を選定するための確認事項、及び、ソフトウェア製品等を購入後に安全に利用するために必要な対応事項を検討する。

「ソフトウェア製品の脆弱性対処促進に関する調査」  
「ソフトウェア製品を購入後に安全に利用するために必要な対応事項の調査」

## (1) 一般消費者向けガイドの作成

一般消費者向けガイド  
(安全なソフトウェア製品の選定)

一般消費者向けガイド  
(ソフトウェア製品購入後の安全な利用)

## (2) ヒアリング調査

- 有識者へのヒアリング6件以上  
(製品開発者、セキュリティ有識者、業界団体「量販店、ECサイト、販売協会 等」)

詳細は資料1-6を参照のこと

# サポート終了製品のパートナーシップにおける取扱いに関する調査

- パートナーシップの運用において、サポート終了製品の取扱いが明確となっていない部分および取扱いをする上での課題があるため、取扱いが停滞する場合がある。
- このため、明確となっていない部分と課題となっている部分についての運用及び改善方法について検討する。

(1) JPCERT/CCへのヒアリング

・パートナーシップにおいてサポート終了製品の取扱いが明確となっていない部分および取扱いをする上での課題等

(2) 課題の改善策、新たな運用ルールのとりまとめ

## 〔調査項目の例〕

パートナーシップにおけるサポート終了した製品の定義  
サポート終了した製品の優先情報提供の実施方法  
サポート終了した製品の公表判定委員会での判定要否  
サポート終了した製品の公表手続き